

## 当社による労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和5年1月20日現在

- ① 派遣労働者の数  
0（人）
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数  
（事業所件数 0 社）
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額  
－（円）
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均値  
－（円）
- ⑤ マージン率等の情報公開  
－（％）
- ⑥ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの有無  
（無し）
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - キャリア・コンサルティングの相談担当窓口  
（担当 大場 勝彦）
  - 教育訓練に関する事項  
新卒入社時：導入教育（ビジネスマナー、コンプライアンス、技術研修 他）  
年次：全社教育（技術研修、階層別研修 他）